

仕 様 書

1 件名

令和7年度 海外市場向けオンライン広告業務等委託

2 委託期間

令和7年4月11日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

海外市場に向けて「旅行地としての東京」を印象づけ、効果的に世界の旅行者に東京の魅力を訴求していくため、全世界的なイメージ訴求及び市場の状況に応じた戦略的なプロモーションを実施する。

本事業はその一環として、オンライン広告を中心としたプロモーションを実施し、訪都外国人旅行者の増大を図ることを目的とする。

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の実施にあたること。なお、アイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」について】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

【Tokyo Tokyo 公式 SNS】

<https://www.instagram.com/tokyotokyooldmeetsnew/>

<https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNew/>

<https://x.com/TokyoTokyoBrand>

(2) ターゲット

今後來訪が見込まれる諸国の潜在的な訪都旅行者、特に、①欧米豪マス富裕層、②アジア中間層、③20～30代の若年層を中心とした、「訪都旅行未経験ではあるが海外旅行好き層（訪都旅行に関心がない層も含む）」に対して、AIDAモデルにおける関心から意欲への転換及び意欲から情報収集への転換を目的として、戦略的・効果的にPRを実施すること。予算配分は各国の潜在的な訪都旅行者数等を加味すること。

<参考>令和7年度 東京観光プロモーション重点市場

欧米豪：アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、フランス、スペイン、カナダ、イタリア

アジア：タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン

その他：観光消費または訪都旅行者の面で成長が期待できる市場

(UAE等、インド、ブラジル、メキシコ、北欧等)

5 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、本仕様書4に掲げる実施コンセプトとターゲットに基づき、プロモーション実施対象地域におけるデジタル広告のトレンドや旅行先検討方法のトレンドの変化を踏まえ、東京の魅力が海外で的確に伝わるように次の委託内容を実施すること。

(ア) 動画配信サービスを活用した広告掲出業務および旅行系媒体での広告掲出

(イ) 動画、ソーシャルメディア、バナー等を活用した広告掲出業務

(ウ) (ア) (イ) に基づく効果測定および報告

※ (ア) と (イ) は、相乗効果の最大化が見込める実施方法や掲出時期を考慮すること。

イ 公表されている観光に関する各種調査や独自調査における各市場特性やインバウンド需要の状況を踏まえ、AIDA モデルにおける到達率及び転換率や各市場における興味関心等を分析し、効果的なコンテンツを用いて、ターゲットに訴求すること。

ウ 受託者は各業務の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。

エ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

カ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

キ TCVB が令和7年度に別途実施する以下の3つの事業等との有機的な連携を確保し、協議・調整を行いながら事業を進めること。

(ア) Tokyo Tokyo 公式 WEB サイトにおけるコンテンツ制作。特に、都内区市町村の魅力を発信する記事コンテンツ掲出（テーマ：「食」「江戸の歴史・文化」「ナイトタイム観光」）

(イ) Tokyo Tokyo 公式 SNS による発信

(ウ) 東京への旅行を検討している諸国の顕在層を主なターゲットとする GOTOKYO 公式ウェブサイト (<https://www.gotokyo.org>) への遷移を目的としたオンライン広告掲出

ク 事業に際してインフルエンサー等からの情報発信を行う場合は、対象国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。

ケ 各業務の遂行にあたっては、目標を立て、それに対応する効果測定を行うこと。目標数値・内容は TCVB と協議の上決定すること。

(2) 動画配信サービスを活用した広告掲出業務および旅行系媒体での広告掲出業務

ア 動画配信サービスを活用した広告掲出業務

(ア) 広告設計・運用

動画配信における効果的なコンテンツの訴求方法を設定した上で、仕様書4(2)イのターゲットに効率的にリーチすることが可能な動画配信サービスを提供するプラットフォームや媒体を活用した施策（CTV・動画配信サービスを活用した広告等）を、適切なターゲティング方法を用いて設計し、効果的な広告掲出を実施すること。

(イ) 配信する映像

TCVB が別途支給するテレビ CM 素材（縦・横／30 秒／令和 5 年度制作素材 2 種および令和 6 年度制作素材 2 種を想定）を配信すること。

イ 旅行系媒体での広告掲出業務

(ア) 広告設計・運用欧米（特にアメリカ）において影響力のある旅行系媒体（コンデナストトラベラー等）にて、適切な掲載時期を設定した上で、効果的な広告掲出を実施すること。

(イ) 広告素材

本仕様書 4 に掲げる実施コンセプトおよびターゲット・対象市場を踏まえたバナーを制作すること。

(3) 動画、ソーシャルメディア、バナー等を活用した広告掲出業務

ア 業務内容

(ア) オンラインプロモーションに特化した、東京ならではの多様な魅力・観光体験を効果的に発信する動画を制作し、各市場に適した動画サイト、ソーシャルメディア等を活用した広告掲出を実施すること。

(イ) 動画はモバイルからのアクセスを考慮し、ユーザーフレンドリーな動画を制作すること（言語に依存しないノンバーバルな動画が望ましい）。なお、動画の使用期限については無期限が望ましいが、限りがある場合には事前に提示すること。

(ウ) 上記（ア）の動画配信による効果の最大化を目的として、Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト（以下「公式 WEB サイト」という。）や SNS との連携、活用方法を明示し、オンライン広告とランディングページの連携による PDCA を意識した特設サイトやキャンペーンページ等のコンテンツの制作（既存ページの改修も可）を行うこと。なお、制作するコンテンツは、基本的には公式ウェブサイトへの格納を想定するが、その他の掲出方法も可とする。

(エ) 上記（ア）のリーチの補足および費用対効果の最大化を目的として、動画と併せてバナー広告等のオンライン広告を実施すること。

(オ) 上記（ア）および（エ）で実施するオンライン広告は、適切なターゲティングを行い、事前に TCVB に承諾を得た上で実施すること。

(カ) 上記（ア）で制作する動画および上記（エ）で制作するバナー等は、ターゲティングや対象市場に合わせて、訴求テーマ、訴求方法、訴求コンテンツ案／デザイン案、制作本数を設定し、事前に TCVB と相談の上、制作すること。また、広告コピーは、本施策に適したコピーライターを起用すること。

(キ) 上記（ア）の動画制作は、本仕様書 4 に掲げる実施コンセプトを踏まえた質を担保し、制作を行うこと。

(ク) 上記（ア）（ウ）（エ）について、最も効果的な露出となるよう視聴回数広告表示回数、サイトへの誘導数、アクション率（エンゲージメント率）等を設定し実施すること。

(ケ) AB テスト等の WEB マーケティング手法を活用し、広告の改善を行うこと。また、上記（ア）（ウ）（エ）以外にも、相乗効果が期待できる効果的な媒体掲出や、AI 等の最新技術を活用した広告手法等があれば、今後の効果的なキャンペーン展開を見据えたテストとして本事業の一部で実施することも可とする。実施内容は、TCVB と事前に相談の上実施すること。リーチの最大化を後押しする施策または、ランディングページにおいて直帰率を下げ、滞在時間や平均ページ閲覧数等のアクション率（エンゲージメント率）を上げる手法が望ましい。

- イ 掲載期間
広告の掲載期間は令和8年3月31日までとすること。なお、掲載開始の具体的なスケジュールについてはTCVBに事前に確認の上決定すること。
 - ウ 露出の最適化
広告表示回数等については各地域の市場特性やTCVBが実施する他の事業を踏まえ、TCVBの承認を受けて決定すること。
 - エ 広告の実施状況を確認するため、WEB広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーIDとパスワードを開示すること。
- (4) 効果測定および報告
- ア 公式WEBサイトは令和4年度中にGoogle Analytics 4（以下「GA4」という。）を導入しているため、令和7年度の効果測定はGA4の数値を使い行うこと。
 - イ (2) および(3)の業務について、広告の表示回数、視聴回数、クリック数、クリック率、広告からサイトへの流入数、アクション率（エンゲージメント率）等をKPIとして設定し、毎月翌20日までを目途に月ごとの数値を報告すること。また、9月ごろを目途に中間報告を行い、その結果に応じた改善策を実施すること。最終報告には、数値状況・要因分析・取得された知見・次回実施の場合の改善提案（ランディングページの提案を含む）を必ず含め、概要版及び全体版としてまとめて提出すること。事業完了後、速やかに最終報告書を作成し、TCVBに提出すること。
 - ウ パラメータや広告計測タグの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び委託料内において実施すること。
- 6 完了報告と契約代金の支払いについて
- (1) 契約代金の支払いについて
受託者への支払は、委託完了届等によるTCVB担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。
 - (2) 完了報告と成果物の提出について
 - ア 委託完了届
 - イ 実施報告書
A4で作成し電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。
※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。
※効果測定結果等を含む。
- 7 第三者委託の禁止
- 本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、この限りではない。
- 8 委託事項・関係法令の遵守
- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
 - (2) 「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」
(https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx) に定められた事項を遵守すること。
- 9 秘密の保持
- 受託者は、上記第7によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に

漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 0 個人情報の保護

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」***に定められた事項を遵守すること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- (2) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
- ① 本事業を通じて得たもので、ユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など
 - ② TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - ③ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第7により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 1 その他

- (1) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVB と協議のもと進めること。
- (2) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は TCVB と協議して決定する。
- (3) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (4) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、契約内容を変更する。
- (5) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (6) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (7) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：
公益財団法人東京観光財団
観光事業部 03-5579-2683